

長崎市ラブホテル等建築指導要綱

平成 8 年 1 1 月 2 5 日
告示第 3 4 1 号

改正 平成 9 年 3 月 1 2 日告示第 7 4 号
平成 1 2 年 3 月 2 9 日告示第 1 1 3 号
平成 1 6 年 3 月 2 6 日告示第 1 0 6 号
平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日告示第 5 7 5 号
平成 1 9 年 3 月 3 0 日告示第 2 4 9 号
平成 2 3 年 9 月 5 日告示第 6 4 2 号
平成 2 8 年 4 月 1 日告示第 2 0 9 号
平成 3 0 年 5 月 2 2 日告示第 3 1 5 号
令和 3 年 3 月 2 2 日告示第 1 7 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ラブホテル等の建築に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全するとともに、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旅館等 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）の用に供する建築物をいう。

(2) ラブホテル等 旅館等のうち、主として異性を同伴する客に利用させることを目的とするもので、次のいずれかに該当しないものをいう。

ア 外構えに設けられた出入口は、ビニールカーテンその他これに類するしゃへい物がなく、見通しがよいこと。

イ 玄関は、客その他の関係者が常に出入りすることができ、かつ、見通しを妨げるしゃへい物等がないこと。

ウ 次の条件を具備する構造の帳場又はフロントを有すること。

(7) 利用する者が必ず出入りする場所に設けられていること。

(4) 客室に通じる共通の廊下と接続していること。

(5) 利用者と直接的な対面をすることのできる開放式のカウンターを有すること。

エ 自由に利用することができ、かつ、次の表の左欄に掲げる収容人員に応じて同表の中欄に掲げる広さのロビー（フロントに隣接した廊下及び応接室を含む。）並びに同表の右欄に掲げる食堂等（食堂若しくはレストラン又は喫茶室及びこれに付随する厨房若しくは配膳室をいう。以下同じ。）が設けられていること。

収容人員	ロビー	食堂等

30人以下	30㎡以上	30㎡以上
31人以上50人以下	40㎡以上	40㎡以上
51人以上	50㎡以上	50㎡以上

オ ロビーに近接して、男女別共用便所が設けられていること。

カ ダブルベッドを備える客室の数が、原則として全客室数の3分の1を超えない構造であること。

キ 1人部屋の床面積（浴室、便所、洗面所を含む。）が概ね20平方メートル以下であり、かつ、その数が原則として全客室数の2分の1以上を占める構造であること。

ク 自動車の車庫には、側壁を設けられていないこと。

ケ 客室が分棟式構造でないこと。

コ 施設の外壁、屋根、広告物等の外観は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないように意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。

サ 施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告物が備えつけられていないこと。

(3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替又は同法第87条第1項に規定する用途の変更をいう。

(4) 住宅密集地 消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地又は同条第2号に規定する準市街地の区域をいう。

（禁止地域）

第3条 次に掲げる地域又は区域（以下「禁止地域」という。）においては、ラブホテル等を建築してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下単に「用途地域」という。）のうち同号に規定する商業地域以外の用途地域

(2) 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域外の区域又は用途地域の定めのない区域（同法第7条第3項に規定する市街化調整区域を除く。）のうち住宅密集地

(3) 前号に規定する区域の周囲概ね100メートル以内の区域

(4) 次に掲げる施設の敷地の周囲概ね100メートル以内の区域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設

ウ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

エ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

オ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

カ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

キ アからカまでに掲げる施設に類するものとして、特に市長が認めるもの

- (5) 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）第5条に規定する自然公園区域
- (6) 前各号に定める地域又は区域以外の地域又は区域で、市長が周辺の状況から判断し、支障があると認めた地域又は区域

（旅館等の建築計画の申請）

第4条 本市内において旅館等を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可（当該許可を要しない場合にあつては、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に基づく確認又は同法第15条の規定に基づく届出）の申請（以下「開発行為等の許可等の申請等」という。）の前に当該建築の計画を旅館等建築計画申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、旅館等建築計画申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 付近見取図（縮尺2,500分の1のもので、旅館等の敷地の周囲200メートルの区域内における前条第4号アからカまでに規定する施設等の位置を明示したもの）
- (2) 配置図（原則として縮尺200分の1のもの）
- (3) 平面図（原則として縮尺100分の1のもので、施設（車庫その他の駐車施設を含む。）の種類、面積及びベッド数を明示したもの）
- (4) 断面図（原則として縮尺100分の1のもの。2面以上）
- (5) 立面図（原則として縮尺100分の1のもので、建築物、門、塀、広告物、広告塔等の意匠、形態及び色彩を明示したもの。4面以上）

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、次に掲げる図書の提出を求めることができる。

- (1) 玄関、帳場、客室及び浴室の鳥かん図
- (2) 完成予想図（着色した透視図）
- (3) その他市長が必要と認める図書

（判定及び通知等）

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、当該申請に係る旅館等がラブホテル等であるかどうかについて判定するものとする。

2 市長は、第1項の規定による判定を行ったときは、その旨を建築主に対しラブホテル等該当通知書（第2号様式）又はラブホテル等不該当通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（勧告）

第6条 市長は、禁止地域内において、ラブホテル等を設置し、または設置しようとする者に対し、当該ラブホテル等の設置の取りやめ、変更その他必要な措置を執ることをラブホテル等建築に関する勧告書（第4号様式）により勧告することができる。

附 則（平成8年11月25日長崎市告示第341号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月12日長崎市告示第74号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に工事に着手している旅館等については、この要綱の規定は適用しない。

附 則（平成12年3月29日長崎市告示第113号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日長崎市告示第106号）

この要綱は、平成16年3月26日から施行する。第1号様式（第4条関係）

附 則（平成16年12月24日長崎市告示第575号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に存し、又は工事に着手している旅館等については、改正後の長崎市ラブホテル等建築指導要綱の規定は適用しない。

附 則（平成19年3月30日長崎市告示第249号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月5日 長崎市告示第642号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日 長崎市告示第209号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年5月22日 長崎市告示第315号）

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則（令和 3年3月22日 長崎市告示第174号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市ラブホテル等建築指導要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

旅館等建築計画申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所所在地、
代表者の氏名）

下記により旅館等の建築を計画しているので、長崎市ラブホテル等建築指導要綱第4条第1項の
規定により申請します。

記

1 旅館等の名称

2 建築予定地

3 建築予定地の用途地域

4 工 事 の 種 別 新築・増築・改築・移転・大規模の模様替・
大規模の修繕・用途変更

5 開発行為等の許可等の

申請等予定日 年 月 日

6 構造設備の概要

建築物の構造 造、地上 階、地下 階

敷地面積 m²

建築面積 m²

延床面積 m²

客 室 数 室

（シングル 室、ツイン 室、ダブル 室、その他 室）

駐車場面積及び

駐 車 台 数 台 m²

（うち従業員用 台 m²）

各室等の面積 別紙による

別 紙

各 室 等 の 面 積

客 室	シングルルーム	m ²	～	m ²
	ツインルーム	m ²	～	m ²
	ダブルルーム	m ²	～	m ²
	その他のルーム	m ²	～	m ²
食堂等（厨房含む。）		m ²	（うち食堂部分	m ² ）
ロビー（フロント含む。）		m ²	（うちロビー部分	m ² ）
会議室	室	延べ面積		m ²
宴会場	室	延べ面積		m ²
ゲームコーナー（宿泊室を除く。）				m ²
プレイルーム（宿泊室を除く。）				m ²
便 所（宿泊室を除く。）				m ²
浴 室（宿泊室を除く。）				m ²

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

印

ラブホテル等該当通知書

年 月 日付けで建築計画の申請のあった旅館等については、下記の理由でラブホテル等に該当すると判断したので、長崎市ラブホテル等建築指導要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

理 由

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長 印

ラブホテル等不該当通知書

年 月 日付けで建築計画の申請のあった旅館等については、ラブホテル等に該当しないと判断したので、長崎市ラブホテル等建築指導要綱第5条第3項の規定により通知します。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

印

ラブホテル等建築に関する勧告書

年 月 日 付 け で 建 築 計 画 の 申 請 の あ っ た 旅 館 等
の建築については、長崎市ラブホテル等建築指導要綱第6
条の規定により下記のとおり勧告します。

記

1 勧告の内容

2 勧告の理由